

むつ市議会第250回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和3年11月24日（水曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第4 議案第75号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第76号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第77号 令和3年度むつ市一般会計補正予算

【議案一括上程、提案理由説明】

第7 議案第78号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

第8 議案第79号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第9 議案第80号 指定管理者の指定について

(むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのもの)

第10 議案第81号 指定管理者の指定について

(むつ市ウェルネスパーク外1施設の指定管理者を指定するためのもの)

第11 議案第82号 指定管理者の指定について

(むつ市宮宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)

第12 議案第83号 指定管理者の指定の変更について

(下北文化会館の指定管理者の指定の期間を変更するためのもの)

第13 議案第84号 市道路線の認定について

第14 議案第85号 市道路線の変更について

第15 議案第86号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて

第16 議案第87号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて

第17 議案第88号 令和3年度むつ市一般会計補正予算

第18 議案第89号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

第19 報告第27号 令和2年度むつ市健全化判断比率の修正について

第20 報告第28号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第21 報告第29号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管業者	村田	尚
代 監 査 委 員	齊藤	秀人	選挙管 理委員 会長	畑中	政勝
総務部長	吉田	真	総務部 市長 室	千代谷	賀士子
企画政策 部長	松谷	勇	財務部長	吉田	和久
民生部長	杉澤	一徳	福祉部長	藤島	純
健 つ 推 進 部 長	中村	智郎	健 つ 推 進 部 長	木村	公子
子 み 部 s m i l e k i d e o f f i c e に り 所	菅原	典子	経済部長	立花	一雄
都 市 整 備 部 長	中里	敬	建設技 術長	小笠原	洋一

川内庁舎長
 協野所沢長
 選挙管理局長
 農委事務局局長
 上水水道長部事
 下生部事
 総務部課幹
 財務課部長

木下尚一郎
 工藤和彦
 工藤淳一
 成田司
 中村久
 葛西信弘
 石橋秀治

大畑庁舎長
 会管理計者
 監査委員局長
 教育部長
 総政推総務課
 企政企課
 総総主
 策調
 務務
 部課
 監長
 課長
 課長
 課長
 課長
 課長

伊藤大治郎
 野藤賀範
 伊藤泰成
 角本力
 野坂武史
 福山洋司
 菊池亘

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

佐藤孝悦
 櫻田誠
 井田周作

次長
 主幹
 主任

中野敬三
 堂崎亜希
 浜端

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第250回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配信しております名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告及び工事請負契約に係る入札結果資料が提出されておりますので、お手元に配信しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配信しております報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、去る11月10日に開催されました議会運営委員会において正副委員長が決定しておりますので、ご報告申し上げます。委員長に佐賀英生議員、副委員長に佐藤広政議員が決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について市長から行政報告があり

ますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、1番佐藤武議員及び14番濱田栄子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの24日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの24日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

9月28日以降における新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、ご報告いたします。

はじめに、むつ市内における新型コロナウイルス

ス感染者の発生状況についてご報告いたします。

むつ市の感染状況について、9月は散発的に感染者が確認されておりましたが、10月以降、今日まで市内での感染者は確認されておりません。

しかし、年末年始の帰省、受験、出張、遠征等により人流が拡大する局面から、今後、感染が再拡大する事態を見据え、市民の皆様におかれましては、引き続き、感染防止対策に留意し、日々の生活を送っていただきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画（プロジェクトG）の進捗状況についてご報告いたします。

まず、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてご報告いたします。

大規模接種終了後は、むつ総合病院において接種を継続しており、11月22日現在、2回のワクチン接種を終えた方は4万5,685人、接種率は89.7%となっております。

次に、追加接種の実施についてご報告いたします。

厚生労働省では、ワクチンを2回接種した18歳以上の方全員を対象に、12月から追加接種を開始することとしております。

むつ市においても、国の方針に従い、2回目の接種後おおよそ8か月を経過した方を対象に、12月1日にむつ総合病院での医療従事者への追加接種を開始することを皮切りに医療従事者への接種を進め、以後、施設を対象とした巡回接種のほか、個別・集団接種を実施することとしており、来年5月末には希望する全ての市民の皆様の接種を完了する計画を立てております。

しかし、今後、予定される接種対象年齢の拡大、接種に供されるワクチンの薬事承認等により、計画に変更を要する可能性もありますので、適宜情報発信に努めてまいります。

次に、むつ市PCR検査センターの開設につい

てご報告いたします。

当該センターは市役所本庁舎内に12月1日から来年3月31日までの期間で開設され、市民の皆様あるいは市に帰省される方であれば、1,000円の自己負担で気軽にPCR検査を受けることが可能となります。購入した検査キットによる郵送検査にも対応いたしますので、市外に住んでいるご家族の帰省の際にも活用を検討していただきたいと考えております。

今後、国内の行動制限緩和により社会経済活動が次第に回復していくことが予想されますが、市外への往来を含む様々な場面で活用していただくことで、日々の生活における安心の一助になるものと期待しております。

なお、現在、より効果的な運営ができる体制を整えるため、11月25日までの間、市民モニターによるトライアル事業を実施しており、得られた知見は当該センターの運営主体であるむつ市地域保健協議会と共有いたします。

次に、経済対策及び雇用対策についてご報告いたします。

まず、9月1日に開始いたしました「あんしん飲食店等応援金事業（小規模事業者版）」につきましては、9月30日で申請の受付を終了し、180件の給付を決定しております。その結果、5月から7月まで実施してございました「あんしん飲食店等応援金事業」と併せた事業全体では702件の実績で事業を完了いたしました。

次に、地域の消費喚起と需要拡大を促進し、経済回復を図ることを目的に10月以降に開始した事業の状況についてご報告いたします。

まず、10月2日から開始いたしました「プレミアム付飲食券事業」につきましては、1万3,488セット、6,744万円分を販売し、市内146店舗で利用されております。

次に、10月15日から開始いたしました「宿泊業

消費喚起事業（GOGOむつ宿泊応援キャンペーン）」につきましては、11月19日現在、5,000泊分の想定に対して4,640泊分の申込みを受付しております。

次に、11月1日から開始いたしました「むつ市のうまい生産者応援キャンペーン事業」につきましては、11月19日現在、4,926件の応募を受付しております。

次に、来年1月4日から使用できる「プレミアム付商品券事業」につきましては、まず、12月1日から高齢者世帯へ商品券を先行販売することとし、11月29日から購入引換券を発送することとしております。その他の一般世帯につきましては、1月4日から販売を開始することとし、12月中旬までに購入引換券を発送することとしております。

なお、プレミアム付商品券は、11月1日現在でむつ市に住民登録のある全ての方が一人1セット購入可能な数量となっておりますので、購入引換券が届きましたら、お近くの郵便局で混雑を避けての購入をお願いいたします。

市といたしましては、引き続き消費喚起による地域経済の活性化を目指し、商工経済団体の皆様の力強い活動と一体となって、市民の皆様の日々の生活と雇用環境の向上を推進してまいります。

次に、市内の小中学校における学校活動についてご報告いたします。

9月26日にワクチンの大規模接種が終了し、8月27日から続いておりました市の緊急措置の解除に伴い、教育委員会では10月1日からの校外活動等において、むつ下北地域以外の方と接する可能性のある場合に限り、事前に行程表を提出し、感染予防対策が十分であると教育委員会が判断した場合には実施できること、また、これ以外の校外活動及び部活動については、制限なく通常どおり実施できることといたしました。

さらに、10月5日以降は、教職員及び児童生徒の県外への出張や私用旅行及び県外からの来訪者と接触した場合に限り、学校への報告を要することといたしました。

これにより、市内各小中学校の修学旅行をはじめとした校外活動等についても、感染予防対策に十分留意しながら、ほぼ通常どおり実施されております。

なお、スポーツ少年団及び各競技団体等に対しましては、以上の内容に準じた形で対応するよう要請いたしました。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、これまで以上にきめ細かな対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第6 議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第75号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第6 議案第77号 令和3年度むつ市一般会計補正予算までの3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明

申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第75号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第76号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、特別職職員及びむつ市議会議員の期末手当の支給割合を減額改定するためのものであります。

次に、議案第77号 令和3年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の対応として6,750万円を増額補正するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、403億2,066万7,000円となります。

まず、歳出についてであります。衛生費には、むつ市PCR検査センター運営事業費補助金を計上しております。

農林水産業費には、令和3年度中の農林水産業に係る収入が新型コロナウイルス感染症に関連して減少した農林水産業の事業者を対象に応援金を交付するため、むつ市あんしん生産者応援金事業費を計上しております。

次に、歳入についてであります。全額を財政調整基金の取崩しによる対応としております。

以上をもちまして、上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これにて提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午後10時45分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました3議案については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第75号

○議長（大瀧次男） まず、議案第75号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇議案第76号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第76号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◇議案第77号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第77号 令和3年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第77号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

P C R検査センターの、ちょっと細かいですが、内容に関して質疑させていただきます。対象者について、予算上1,000人を想定されていますが、

仮に1,000人超えた場合に1,000人でやめとなるのか、その辺の対応をお願いいたします。

また、1人当たりの回数の制限等を設けているのか。

また、利用できる対象者に関して、むつ市民、もしくは帰省される方というふうになっていますが、例えば子供等であれば理解するのに容易なのですけれども、親族、親戚等々のそういった家族の範囲をどのように設定して、確認等あるのかどうか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

対象者につきまして、想定される1,000人を超えた場合についてでございますが、今後の感染状況あるいは検査需要に応じて適切に対応していくこととしてございます。

回数制限につきましては、1人当たり購入と実際の検査を含めて3回までと上限を設定させていただいております。

そして、利用できる対象者の家族等につきましては、恐らくは、今のお尋ねによりますと、帰省される方についてですが、帰省される方につきましては、むつ市に在住の家族の方に購入いただくということにしております。具体的に家族の審査、家族の何親等であるかというところまでは審査はいたしません、状況によっては確認させていただくこともあろうかと考えてございます。

なお、このP C R検査センターの広報につきましては、12月の広報むつで各世帯に折り込みチラシを配布することとしておりますので、こちらのほうでも市民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 最後に1点だけなのですけれども、今帰省される方のお話もあったのですけれども、これは例えば県外にいて帰省される方は電話等々での申込みはできずに、あくまでむつ市内に住んでいる方が市役所に来庁して受付をするというのがルールといえますか、そのやり方のみという考え方でよろしいのか、最後お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） ただいまのお尋ねにつきましては、原田議員ご指摘のとおり、基本的にはむつ市の方がむつ市役所のほうに電話いただいて、ご連絡いただいて予約をします。ただし、ホームページで実際に事前予約をして、こちらの予約をした後に検査する場合はむつ市のほうにおいでいただきますし、検査キットを購入する場合につきましてもむつ市のほうに、市役所のほうに一旦おいでいただくということになります。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

次に、1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 議案第77号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について。

コロナで影響を受けて収入が減少した農林水産業者に対して応援金を交付するということが、むつ市あんしん生産者応援金を交付する条件と、あと補正予算のほうに金額が提示されていますけれども、積算の根拠、大まかでいいですので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まずは、あんしん生産者応援金の交付の条件ということですが、何点かございます。まず1点目としましては、コロナの影響前から農林水

産業により収入を得ており、今後も継続する意思がある事業者ということになります。

2つ目としましては、むつ市あんしん認証事業者の認証を受けているということであります。このあんしん認証事業者につきましては、12月にあんしん認証に関する講習会を市で開催いたします。この講習会のほうに出席していただきますと、この認証を受けられるということでございます。これについては、12月の広報ですとか、市で把握している事業者の皆様個別にご案内する予定でございます。

3つ目としましては、これまで実施してまいりましたむつ市あんしん飲食店等応援金を交付されていない事業者ということでございます。

4つ目としましては、令和3年の1月から12月までの間の農林水産業に係る任意の3か月の収入合計が令和元年の同期比で10%以上または10万円以上減少している事業者ということでございます。

続きまして、予算の積算の根拠ということですが、こちらにつきましては市で把握しております農林水産事業者ということのあくまで母数ということであります。交付が受けられる可能性のある方の最大の値ということで、このような数値になってございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7～日程第21 議案一括上程、 提案理由説明

○議長(大瀧次男) 次は、日程第7 議案第78号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例から日程第21 報告第29号 専決処分した事項の報告についてまでの15件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) ただいま上程されました12議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第78号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、来年4月1日から大畑小学校に二枚橋小学校を統合することに伴い、条文整備をするためのものです。

次に、議案第79号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い出産育児一時金の支給額を改めるほか、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金

について規定するためのものであります。

次に、議案第80号から議案第82号までの指定管理者の指定についてであります。これら3議案は、むつ市介護老人保健施設やげん、むつ市ウェルネスパーク外1施設及びむつ市宮宮後牧野外4施設の管理について、指定管理者を指定するためのものです。

次に、議案第83号 指定管理者の指定の変更についてであります。本案は、下北文化会館の指定管理者の指定の期間を変更するためのものです。

次に、議案第84号 市道路線の認定についてであります。本案は、開発行為により市に帰属した路線等について、13路線を市道として認定するためのものです。

次に、議案第85号 市道路線の変更についてであります。本案は、大畑庁舎移転事業に伴う伊勢堂1号線の形状の変更により重複部分が生じることとなる中島1号線について、終点を変更するためのものです。

次に、議案第86号及び議案第87号のむつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これら2議案は、本年12月22日をもって任期が満了となります川向常寛氏及び鴨澤信幸氏の両名を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第88号 令和3年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、4億969万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、407億3,036万6,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。各款にわたり職員の配置替え等に伴う人件費の増減調整をしております。

民生費には、障害者自立支援給付費等を増額しておりますほか、前年度の生活保護費国庫負担金

等の精算に伴う返還金を計上しております。

農林水産業費、商工費及び教育費には、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として実施した市有施設の閉鎖により経済的損失を受けた事業者等を支援するため、指定管理料の増額及び公共施設内事業者に対する協力金給付事業費を計上しております。

消防費には、新型コロナウイルスワクチン集団接種事業及び令和3年8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害の出動等による消防職員の時間外勤務手当等に係る下北地域広域行政事務組合負担金を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。地方交付税に普通交付税を増額しておりますほか、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上し、市債では普通交付税の増額に伴い臨時財政対策債を減額しております。

また、年度内に事業の完了が見込めないことから、浜通線融雪溝整備事業、釜臥山恐山線整備事業及び人と本をつなげるまちづくり事業について、繰越明許費を設定しております。

なお、市道等維持事業及び下北文化会館外7施設の指定管理料について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第89号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金の計上に伴う150万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、59億9,981万3,000円となります。

次に、報告第27号 令和2年度むつ市健全化判断比率の修正についてであります。これは、先の第249回定例会において報告させていただいた令和2年度むつ市健全化判断比率のうち、将来負担比率について修正が必要となったことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に

基づき、監査委員の意見を付けて報告するものがあります。

次に、報告第28号及び報告第29号についてありますが、これらは、本年8月24日むつ市新町地内の市道において発生した自動車損傷事故及び本年8月8日むつ市大字関根字出戸川目地内の国道において発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました12議案3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明11月25日及び26日と11月29日から12月1日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、明11月25日及び26日と11月29日から12月1日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、11月27日及び28日は休日のため休会とし、12月2日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時03分 散会